

テレワークする人を応援します！！

我孫子市宿泊施設の利用による テレワーク促進補助金制度



1回の利用につき
上限 **2,000円**
補助率：2分の1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、テレワークの推進が強く求められる中、様々な事情により在宅勤務が難しい方がテレワークを行うことを支援するため、市内の宿泊施設を利用し、テレワークを行った方に対し、利用料の一部を補助します。

◆補助額

補助対象経費：市内宿泊施設利用料
補助対象期間：令和2年4月7日から
令和2年6月30日まで
補助率：2分の1
補助限度額：1回の利用につき上限2,000円
(100円未満の端数は切り捨て)

◆補助対象者

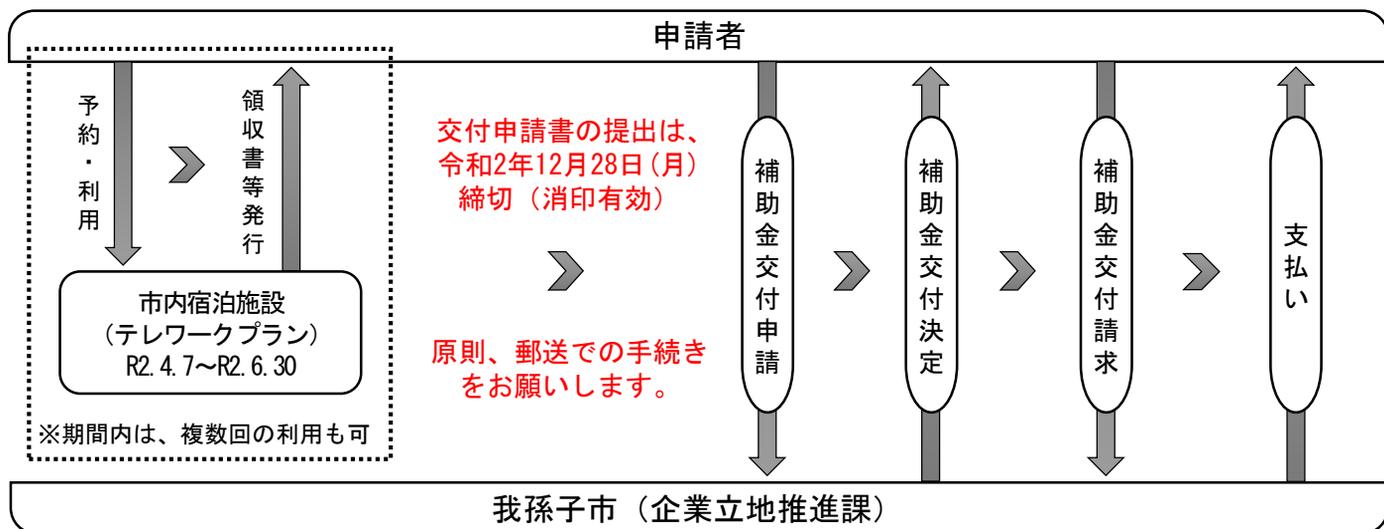
以下の3点すべてに当てはまる方
◎利用日及び補助金申請日に、我孫子市の住民基本台帳に登録があること
◎市内宿泊施設において、テレワークプランを活用してテレワークを行うこと
◎市税の滞納がないこと

◆申請時の添付資料

(※) 交付申請書内の同意書に署名捺印いただける場合は省略可

◎宿泊施設の利用者、利用日及び利用料金が記載されたものの写し
・住民票の写し (※) ・市税の滞納がないことの証明書 (※)

◆宿泊施設の利用によるテレワーク促進補助金 交付までの大まかな流れ



御不明な点がございましたら、お問い合わせください。 ※申請様式は、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

我孫子市 環境経済部 企業立地推進課
〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 分館2階
TEL:04-7185-2214 FAX:04-7185-2215

我孫子市 テレワーク補助金

検索



<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/chushokigyou/shienseido/terework.html>